

IV 考 察

(1)寺内焼窯跡の沿革について

寺内焼は、天明7年(1787)仙北郡角館町白岩焼の菅沢山窯が、現秋田市寺内に移転、創業したのがはじまりであると言われている。

菅沢山窯は、白岩瀬戸山の二代目儀三郎記による『磁器山永暦』(註1)によれば、安永9年(1780)に瀬戸山取立方の宮崎善四郎等によって創業された。しかし天明7年、菅沢山窯は操業不振を理由に寺内村に移転されることになるが、この間の移転の経過、理由及び操業不振の原因等については詳細は不明である。

寺内窯の創業にあたっては、前述の菅沢山窯で修業した小田野兎毛、前年京都で絵師治兵衛に入門し京焼、金釜、楽焼等の修業を積んで帰郷した初代儀三郎が指導にあたっている。当初は、儀三郎を始め菅沢山の陶工が寺内窯と往来し、現地指導を行っていたようであるが、数年後には技術も上達したとみえ、一人立の傾向が認められる。しかし、それは今までのように八歩の師礼の差出し、盆、暮の年間のあいさつもなくなったということで「寺内山甚我仰之致方」という評価を得たようである。

『大成陶誌』(註2)によれば文化7年(1810)には、「秋田郡寺内村、桜田周八其業を継ぎ、其孫要太、今猶営業す、明治十八年なり。」とあり、寺内瀬戸山の権利は小田野家から桜田周八に移り、明治十八年頃まで操業していたらしいことがわかる。また「八丁夜話」の文政9年(1826)には「小田野兎毛、隠居喜斎をして(後略)」とあり(註3)、小田野兎毛は隠居し、喜斎と号していたと考えられることから、文化7年の小田野家から桜田家への移管は、兎毛の高令によるものであろうか。小田野兎毛は土分ながら菅沢山で製陶の技術を修得し、製作分野のみならず瓦技術の導入、経営面等久保田藩にとって多大な働きをしている。兎毛は81歳で生涯を閉じているが、秋田市旭北栄町鱗勝院の墓碑がその功績を物語っている。

文化、文政、天保年間に東北各地の窯場を修業、技術を伝えた陶工に湧井弥兵衛がいる。山形県新庄東山焼窯元に伝わる新庄東山焼資料(註4)によれば、弥兵衛は文政11年(1828)に寺内窯に籍をおき、後に花巻で棟梁となる桜田才治、切米焼の棟梁長谷川利吉、村松の棟梁寅吉等の弟子を育てている。弥兵衛は、天保年間後半には弘前に流れ、その後新庄東山で窯を開き、東山焼の創始者となっている。弥兵衛の存在は寺内焼の磁器に大きな影響を与



小田野兎毛の墓石（鱗勝院）

えたものと考えられるが、このことについては後述する。なお、花巻で棟梁になったと伝えられる桜田才治については、寺内の桜田家の墓所の中に「桜田財治」銘の墓石があり、才治=財治ではないかという説もある（註5）。

安政2年(1855)、前出の『磁器山永曆』によれば、下田忠右衛門が「太白焼」を創始したとあり、これが寺内の磁器生産の開始と考えられていた。しかし、このことについては各種文書の研究並びに寺内焼伝世品の検討から、やや疑問視されてきていたが、本発掘調査で出土した紀年銘のある磁器によって創始年代がこれまでの説より遡ることが判明した。

太白焼の創始者として伝えられる下田忠右衛門は自らは製陶をすることなく白岩瀬戸山、寺内太白方としても窯業経営に力を注いだ人物である。

しかし、文久3年(1863)2月には、「謙治」という人物に寺内瀬戸山の経営が移った。その間の経緯は明らかではないが、一説によれば当時下降ぎみの寺内窯を陶工として技術的に優れた「謙治」を採用することによって、再興を計ったとも考えられている。しかし、そのため職を失った忠右衛門は、自分は白岩で瀬戸焼を始めたいが、太白焼創業にあたって全財産を使い果たしてしまったという理由を上げ、藩に百両の借金を願っている。「謙治」については、寺内窯の名陶工「道三」と考えられているが、これについては別項(3)で述べる。

明治2年(1869)に藩が忠右衛門にたいして出した、寺内窯を返すについて「謙治」の負債200両も支払うように、それができなければ土焼方の桜田氏に年賦で渡す旨の文書に当惑した忠右衛門は、嘆願書を佐竹北家の土青柳掃部に提出している。この時点では忠右衛門は単なる白岩前郷村住人となっている。この結果については、資料が残っていないので明らかではないが、その後の太白方の記録がないことから土焼方の桜田氏に移管され、同時に磁器生産もその後まもなく終わりをつけたものと考えられる。

寺内窯最後の陶工は、桜田要太と考えられる。しかし明治12年(1879)には窯業の不振からか窯場の一部を寺内焼の手伝い人と伝えられる池田氏に売却しており、その「地券」と「地所永代売渡書」が残っている（註6）。翌明治13年には土崎湊米蔵の新築に伴う屋根瓦普請が県土木課営繕掛からあり、要太がそれを請負っていることから、寺内窯には陶器生産の土焼方、磁器生産の太白方の他に瓦座の存在もあきらかになったと同時に明治13年には瓦窯についてはなお操業中であることが確認される。調査地からは、4基瓦窯が検出され、重複も認められることから、かなり長期に渡って操業されたものと考えられる。なお、藩内における瓦生産については、前出の「八丁夜話」文政9年(1826)に寺内・新藤田両座の瓦窯の存在が知られている。

市内佐々木善三郎氏調べの戸籍によれば最後の土焼方・桜田要太は明治18年9月6日に秋田で没している。尚桜田家は、明治25年に窯場の土地を売却し、同32年に北海道に渡っている。

明治13年に県土木課営繕掛から土崎湊米蔵の新築に伴う屋根瓦の発注がなされているが、それにたいし6月に「先般被仰付候瓦之義ハ、細工人病氣ニ付、即今扱兼候ニ付、恐縮ナガラ御申訳仕候

也」（句読点は筆者）と職人の病気を理由に製瓦の断り状を提出し、同7月に再度請負っている。しかしこの時点では、要太はすでに晩年に近く自らは製瓦に携わっていないものと考えられるし、職人の数も僅かであることを前文が物語っている。また前述したように明治12年に窯場の一部を売却しており、経営状態も悪化していることを示している。恐らくこの瓦普請を最後に、明治14、5年頃には90年余りに及ぶ寺内窯の火を閉じたものと考えられる。

（2）磁器生産の創始と終焉年代について

寺内瀬戸山では、磁器生産も行われていた。いわゆる「太白焼」であり、その起源は『磁器山水暦』によれば、安政2年(1855)下田忠右衛門が創始者ということで通説化されていた。もっともこれらの考えは文献史料によるものであり、寺内焼とされる伝世品の中には安政2年を遡る名陶工道三作の「道三……嘉永元年……」銘の磁器壺等があることから磁器創始年代については疑問の声もあった。

しかし、この度の発掘調査結果や史料の再検討によって新たな展開がみられている。

第53図に示した磁器製火鉢は口唇部に浮帶による雷文、体部に呉須で花唐草文の絵付けを施したもので磁器物原層から出土している。注目するのは体部外面に呉須書きされている「天保子ノ年大白方松田東吉」である。この銘文については、陶工と思われる松田東吉自らが書いたものと考えられるが、高台内裏銘の吉祥句や「大明成化年製」等作品を誇張するための中国写しとは異なる性格のもので、作品にたいする銘文と解されるものである。これからすれば、天保子ノ年は天保11年(1840)にあたり、前述の安政2年をあきらかに遡るものである。

東山焼創始者、湧井弥兵衛の「履歴書」(註7)によれば、弥兵衛は文政11年(1828)に山形平清水の窯場から「久保田藩寺内村瀬戸場エ召抱ヒラレ…」、また、「天保十年中寺内村瀬戸場ニ於テ肥前国松津郡在田村産瀬戸師直太郎ニ就キ唐津流丸窯ノ法ヲ皆伝セリ」とある。後者にある在田村は有田村であり磁器発生の地である。肥前国の陶工直太郎が寺内窯に居る理由については明確ではないが、前出の新庄東山焼資料によれば「奥州森岡ニ於テ石焼ノ国産ヲ開カレ、九州肥前唐津ヨリ数多ノ職人(中略)多分ハ秋田エ参り、同寺内ノ国産ニテ石焼ヲ開カント欲シ」とあり、森岡＝盛岡で肥前陶工を抱えて石焼＝磁器創始を試みたが失敗し、帰る国を失った陶工達が隣国である秋田寺内窯に流れてきたというものであり、直太郎もその一人と記している。この資料の全面的信用性についての問題はあるが、盛岡から離れた磁器技術を保有する肥前の陶工が、流れついた寺内窯でその技術を伝播することは十分考えられる。この時期については、寺内の西来院に伝わる過去帳が一つの参考になろう。過去帳には寺内窯の陶工と考えられる数人の名前があり、その中に「天保八年十二月九日肥前国人也瀬戸山住ス本田直太郎子供」とある。この本田直太郎は、前述の湧井弥兵衛の「履歴書」にみられる直太郎と考えて間違いないであろう。これからすれば寺内焼の磁器生産は天保8年まで遡り得る可能性が強い。さらに小野正人氏によれば(註8)、盛岡藩窯八幡山陰焼の日誌に伝